

ハラスメントのない 東京薬科大学

嫌だなと感じたら

- ①自分が悪いと悩む必要はありません。可能なら「嫌だ！」という気持ちを、言葉と態度で相手に伝えましょう。

↓

②もし、それが難しいなら、周囲の信頼できる人に相談しましょう。友人に相談しても良いですし、大学に開設の「ハラスメント相談窓口」を利用しても良いでしょう。



「ハラスマント相談窓口」は本学ホームページ、またはこのリーフレットの裏面をご覧ください。

あなたの意志を尊重し、秘密守で慎重に対応します。どう安心してご相談ください。

- ### ③「ハラスメント相談窓口（ヒューマン リソースセンター）」（お問い合わせ窓口）

- #### 4 必要に応じて更にお話をうかがいます。

相談員※1、相談方法※2 を選ぶことができます

*1 堂外相談員 堂内相談員がいません

※3 メール、FAX、面談等で相談ができます。

冒談相外學

学内相談員

相手に具体的な要求をしたいときには…

3つの解決方法

- 注意による解決（相手にハラスメントについて説明し、その行為をしないよう注意喚起します。）
 - 調停による解決（問題解決に向けて当事者間での話し合いの場を設け、話し合いの援助をします。）
 - 苦情申し立てによる解決（調査委員会が事実関係の調査をして、防止対策委員会が必要な学内手続きを行います。）

相談終了

問題解決

友人が困っていたら

親身に話を聞いて対策を考えてください。「ハラスメント相談窓口」に相談することを勧めましょう。

ハラスメント相談窓口

- e-mail : soudan@human-quality.co.jp
株式会社ヒューマン・クオリティー（ハラスメント相談専門機関）

※ 相談の際は「東京薬科大学の学生または職員、関係者」である旨をお知らせください。

次の事項を本学ホームページで確認して下さい。

- 相談員（学外相談員、学内相談員）
 - ハラスメント防止のためのガイドライン（指針）
 - ハラスメント防止に関する規定など



学校法人 東京薬科大学

〒192-0392
東京都八王子市堀之内 1432-1

学校法人東京藝術大学 ハラスメント防止対策委員会

あなたが、被害者にも加害者にもならないために ひとりで、つらい思いをしていませんか？

・セクシュアル・ハラスメントとは

「相手が不快と思う性的言動」によって個人の尊厳を傷つけ、学ぶ・働くことを困難にすることをいいます。基本的には、たとえ行為者本人が意識をしていなくても、相手が嫌だと感じたり、不利益を受けたらハラスメントに該当します。

こんな行為が該当します

- ◆卑わいな冗談や話をしたり、からかったりする。
- ◆性的な経験や性生活について質問をしたり、話したりする。
- ◆スリーサイズを聞くなど身体的な特徴を話題にする。
- ◆無理やり食事やデートに誘う。住居などについてくる。
- ◆性的な内容の電話をかけたり、メールや手紙を送りつける。
- ◆「彼氏（彼女）はいるのか？」など自分のプライバシーに触れるなどを言う。
- ◆抱きついたり、腰や胸、身体に触る。
- ◆女性だからとお茶くみや、私用を押しつける。
- ◆個人の性に関するうわさを流す。
- ◆酒席で、無理やり隣に座らせたり、お酌を強要する。
- ◆課外活動や懇親会で異性的な役割を押しつける。



・パワー・ハラスメントとは

職場において優位な立場にある人が、その権限を不要に行使し、職務上、従属的立場にある人に対し、その意に反する不当な取り扱いを行い、不利益や損害を与え、尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

こんな行為が該当します

- ◆「無能」「ばか」「やめてしまえ」など人格を侵害することを言う。
- ◆部下が上司に話しかけても、聞こえないふりをしたり、無視をする。
- ◆職務上、必要な情報を意図的に伝えない。
- ◆経験や知識を無視して過大な仕事を割り振り、できないと非難する。
- ◆個人の意見の違いを理由にして、不利益な人事措置をほのめかしたりする。
- ◆但し、業務上のミスを指摘したり、評価をすることは教育や指導として必要なことで、ハラスメントには当たりません。



ハラスメントは、被害者に深刻なダメージを与える卑劣な行為です。人権の大切さを理解して、お互いを尊重して認め合える、ハラスメントのないキャンパス環境や職場環境のために、東京薬科大学ではさまざまなサポートを行っています。あなたは、ひとりで悩んでいませんか？ そんなときは、窓口へ相談してみてください。

・アカデミック・ハラスメントとは

教育・研究活動上、指導的な立場にある人が、その指導を受ける人に対し、差別的な発言や行動を行い、学業・研究・進学・働くことを妨害したり、尊厳や人格を侵害することをいいます。

こんな行為が該当します

- ◆適正な指導の範囲を超えて大声で叱責したり、暴言を繰り返す。
- ◆理由なく、論文やレポートを受け取らない。
- ◆学生に侮辱的な発言をする（ばか、無能、死んでしまえ、話すだけ無駄など）。
- ◆「放任主義だ」などと言い、研究指導やアドバイスを一切しない。
- ◆理由がないのに、単位を与えなかったり、退学を促したりする。
- ◆研究テーマを与えない。または一方的に押しつける。
- ◆その人のアイディアや研究成果を無断で使用する。
- ◆必要がないのに休日・休暇中に研究室等への来室を強要する。
- ◆不当に低い評価をつける。適正な評価を行わない。
- ◆プライバシーに関することを言いふらす。



・そのほかのハラスメントとは

複合的な要素で構成されるハラスメントのほか、アルコール・ハラスメント、上級生が下級生に不快な行為を強要する、多数が少数に対して行う差別や嫌がらせ、男女間での身体的、精神的、性的な暴力（デートDV）なども問題となっています。

こんな行為が該当します

- ◆「女はこの職種には向かない」と言って、男性に比べ研究指導を手抜きする。
- ◆コンパの席で「男なんだから、飲め！」と飲酒強要する。
- ◆サークルなどでトレーニングの名を借りたしごきやいじめを行う。
- ◆多数が少数を仲間外れにする。
- ◆彼氏が携帯を見て、男性からの通話履歴があるといって罵る（殴る）。
- ◆インターネットを使ってブログ・掲示板への個人を特定した誹謗中傷等の書き込みをする。

